

# 横浜市環境影響評価条例の対象となる事業の概要

★詳細については、条例施行規則の別表第1をご覧ください。

事業の種類	対象事業の規模	
	第1分類事業（※1）	第2分類事業（※2）
<b>道路の建設</b>		
高速自動車国道（改築のみ）	全事業	—
自動車専用道路	全事業	—
その他の道路	4車線以上かつ3km以上	4車線以上かつ 2.5km以上3km未満
<b>鉄道及び軌道の建設</b>		
建設	全事業	—
改良	本線路の増設又は1km以上の高架化、地下化、掘割化	—
工場及び事業場の建設 （特定工場（※3）の新設、増設）	平均排出水量1,000m <sup>3</sup> /日以上、 燃料使用量（重油換算）4kL/時以上 又は敷地面積3ha以上	750m <sup>3</sup> /日以上1,000m <sup>3</sup> /日未満、 3kL/時以上4kL/時未満 又は2.5ha以上3ha未満
<b>電気工作物の建設</b>		
事業用電気工作物（火力） （新設、増設）	出力2万kW以上	出力1.5万kW以上2万kW未満
事業用電気工作物（風力） （新設、増設）	出力5,000kW以上	出力3,800kW以上5,000kW未満
蓄電所又は変電所（新設、増設）	敷地面積3ha以上	2.5ha以上3ha未満
自然科学研究所の建設 （新設、増設）	敷地面積3ha以上かつ 洗浄施設又は焼入施設を設置	2.5ha以上3ha未満かつ 洗浄施設又は焼入施設を設置
<b>廃棄物処理施設の建設</b>		
焼却施設（新設、増設）	処理能力100t/日以上	75t/日以上100t/日未満
最終処分場（新設、増設）	埋立面積2ha以上	1.5ha以上2ha未満
その他の廃棄物中間処理施設 （自己処理を除く） （新設、増設）	敷地面積9,000m <sup>2</sup> 以上	7,000m <sup>2</sup> 以上9,000m <sup>2</sup> 未満
下水道終末処理場の建設（新設、増設）	敷地面積3ha以上	2.5ha以上3ha未満
飛行場の建設	全事業	—
公有水面の埋立	埋立面積15ha以上	12ha以上15ha未満
高層建築物の建設	高さ100m以上かつ 延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上	75m以上100m未満かつ 5万m <sup>2</sup> 以上
特定の区域（※4）	高さ180m以上かつ 延べ面積15万m <sup>2</sup> 以上	100m以上かつ 5万m <sup>2</sup> 以上（第1分類事業を除く。）
<b>運動、レクリエーション施設等の建設</b>		
第2種特定工作物の新設	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	15ha以上20ha未満 7.5ha以上10ha未満
都市公園の新設	敷地面積20ha以上かつ 形質変更区域面積10ha以上	15ha以上かつ 7.5ha以上
工業団地の造成	造成面積10ha以上	7.5ha以上10ha未満
流通業務団地の造成	造成面積10ha以上	7.5ha以上10ha未満
土地区画整理事業	土地区画整理事業の面積40ha以上 （森林法に定められる森林の区域を 10ha以上含む場合には20ha以上）	30ha以上40ha未満（森林の区域 を7.5ha以上含む場合には15ha以上）
開発行為に係る事業	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	15ha以上20ha未満 7.5ha以上10ha未満

※1 第1分類事業：規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、必ず環境アセスメントの手続を行う事業

※2 第2分類事業：第1分類事業に準ずる規模で、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を行う事業

※3 特定工場：工場立地法第6条第1項に規定する特定工場

※4 特定の区域：都市基盤が整備され、環境に配慮しつつ土地の高度利用を図るとして市長が告示する区域

- ・横浜国際港都建設計画みなとみらい21中央地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
- ・西区高島二丁目12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番及び19番